

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	北陸財務局長
【提出日】	2026年6月29日
【会社名】	株式会社北紡 (旧会社名 北日本紡績株式会社)
【英訳名】	KITABO CO.,LTD (旧英訳名 KITANIHON SPINNING CO.,LTD)
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 粕谷 俊昭
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	石川県白山市福留町201番地1
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

当社の代表取締役社長粕谷俊昭は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全に防止又は発見することはできない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2026年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（以下「全体的な内部統制」という）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社及び連結子会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響並びにその発生可能性を考慮して決定しており、全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しました。なお、一部の連結子会社及び事業範囲については、金額的及び質的重要性並びにその発生可能性の観点から財務報告への影響は僅少であると判断し、業務プロセスの評価範囲に含めていません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、事業拠点の規模を適切に表す指標として売上高が妥当であると判断したことから、売上高を重要な事業拠点の選定指標としました。また、当社が複数の事業拠点を有しており、同一の事業拠点内においても事業範囲によってその業務プロセスが異なることを踏まえ、指標として、各事業拠点または事業領域の前連結会計年度の売上高（連結会社間取引消去後）の金額が高い拠点または事業範囲から合算していき、前連結会計年度の連結売上高の概ね2/3に達している当社の3事業を「重要な事業拠点」として評価の範囲としました。当該重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として「売上高」「売掛金」「仕入高」「買掛金」及び「棚卸資産」に至る業務プロセスを評価の対象としました。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点または新規事業領域も含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しております。

なお、連結子会社である株式会社Vリムジン及びその連結子会社（以下、「Vリムジン」）については、評価範囲に含めておりません。Vリムジンについては、2026年3月3日付で株式を取得し連結子会社になったものであり、Vリムジンの規模や事業の複雑性を考慮すると、内部統制の評価に必要な相当な期間が確保できなかったため、やむを得ない事情により財務報告に係る内部統制の一部の範囲について、十分な評価手続が実施できなかった場合に該当すると判断したためであります。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、Vリムジンについては、2026年3月3日付で株式を取得し連結子会社になったものであり、Vリムジンの規模や事業の複雑性を考慮すると、内部統制の評価に必要な相当な期間が確保できないため、やむを得ない事情により財務報告に係る内部統制の一部の範囲について、十分な評価手続きが実施できませんでしたが、当事業年度末日時点において、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

4 【付記事項】

該当事項はありません。

5 【特記事項】

該当事項はありません。